

改正

平成24年 3 月23日告示第13号

平成27年12月28日告示第25号

坂城町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、身体障害者の社会参加の促進を図るために、重度の身体障害者又は当該身体障害者と生計を一にする介護者（以下「介護者」という。）が所有する自動車を身体障害者用自動車に改造するに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 補助金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に掲げる 1 級又は 2 級の上肢、下肢又は体幹の機能障害を有するもの
- (3) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象経費	補助額
交付対象者が所有し、かつ、運転する自動車の操向装置及び駆動装置を改造する経費	1 人当たり 10 万円以内
交付対象者又はその介護者が所有する自動車を、交付対象者が乗降しやすいように改造する経費及び当該自動車を車いすが固定できるように改造する経費	

(補助金の交付申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、坂城町身体障害者用自動車改造費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに町長に報告し、その承認を受けるものとする。

(補助金の交付決定)

第5 町長は、第4に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、坂城町身体障害者用自動車改造費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6 補助対象者は、補助事業完了後、坂城町身体障害者用自動車改造実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日告示第13号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の坂城町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱第3の規定は、この要綱の施行の日以後に行った自動車の改造に係る補助金について適用し、同日前に行った自動車の改造に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日告示第25号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号 (第4関係)